



Title	公共理性と正義感覚による主体的正義論：ロールズ正義論の拡張可能性についての一試論 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	江, 楠楠
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第11153号
Issue Date	2013-12-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/54638
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Jiang_Nannan_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 名

公共理性と正義感覚による主体的正義論 —ロールズ正義論の拡張可能性についての一試論—

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、ロールズの正義理論から「リベラルな政治文化」という概念を析出し、正義理論の拡張を試みるものである。法思想史における「政治文化」は、グローバル化とともにコミュニティの意義が再認識されつつある現代において、普遍的な手続や制度が想定される「政治」と、それぞれに尊重されるべき相対的な「文化」を併存させた概念だが、政治的構想をめぐる正義について「政治文化」という視座から検討する意義は、必ずしも明らかではない。本稿の意義は、ロールズが「政治」と「文化」の関係についてどのように考えていたのかを明らかにし、「文化」をめぐる政治的課題に対する正義理論の意義と限界を考察することにある。

ロールズは、正義に適ったリベラルな政治的構想が複数存在することを所与とし、現実社会の多元性を『政治的リベラリズム』において考慮に含めているのみならず、現実主義的ユートピアの可能性として擁護している。また、「正義の二原理」は、単なる再分配や格差是正の基準として示されているわけではない。そこで、本稿の関心は、人々の「政治的アイデンティティ」と「文化的アイデンティティ」の狭間にある背景的文化を考慮に含めながら普遍的な公正性を論じる可能性に寄せられる。「リベラルな政治文化」をとおして多元性の事実を理解する際に、「正義の二原理」の意味を拡張できるならば、従来のリベラルな平等理論の拡張にもつながり、立憲民主主義を採用する現代国家が抱える規範的課題について一定の示唆が得られよう。また、多様な文化的背景を有することを所与とした規範的人間像こそが、時間的にも空間的にも普遍的な対話に関する規範の定立を可能とすることも明らかになろう。

序章では、転換期にある中国社会の現実から、政治・経済・社会・文化等の多分野にわたる「格差」問題がますます顕在化すると共に、政治文化と社会構造に根ざした「差別」問題も深刻化していたという現状を指摘し、ロールズの正義理論を手かがりとして、中国の事情に即した現代正義論を研究する必要性、そしてロールズ研究の現在とその意義を論じた。

1章では、ロールズ正義論の哲学的再考のために、その理論的背景の整理を行った。ロールズによれば、立憲民主主義の政治的決定が公正と云う条件には、「配分的正義」および「平等の要請」が含まれるが、さらに、宗教的・道徳的要素を「背景的文化」として政治から放逐し、政治と文化を区別する必要がある。もっとも、このことは、背景的文化の自由を保障するために重要なのであって、異なる背景的文化を有する人々の共生可能な社会に必要な「正義の諸原理」のひとつである。差別に苦しむ人びとには、社会的・経済的地位の格差是正だけでなく、文化的差異に由来する蔑視の排除等も重要である。これを可能とするには、人々の多様な価値観、生き方の基盤である背景的文化を相互に承認することによりコミュニケーションを改善する必要がある。

2章では、ロールズの正義理論における理性概念の変容、すなわち『正義論』における公共性

と『政治的リベラリズム』における公共的理性の差異について、社会的協働に関する実践理性である「合理性」と「道理性」、さらに「公共的政治文化」概念の分析をとおして検討する。ロールズの正義理論は、社会的決定の合理性と民主主義の両立を図るものであり、理性の正当性と公共性によって構成されている。政治的課題は、憲法的価値および正義概念を人々の政治的価値に訴えることにより解決されるべきであり、政治的価値は、それぞれの政治的立場の直接的主張ではなく、公共的理性によって決定されねばならないが、正義の諸原理を人々の自由、平等および共生を可能にするためのプロセスとして捉えるならば、文化に由来する政治的立場の相違を公共的討議の場にもちこむことができる。

3章では、「公共的文化」と「背景的文化」の区別をした上で、公共的理性に支えられたリベラルな政治文化をめぐる議論を検討し、ロールズの正義理論を「文化への原理」として拡張する可能性を理解することができる。リベラルな政治文化論にとって中心的なことは、「政治的アイデンティティとしての市民」と「文化的アイデンティティとしての市民」との間にある、文化をめぐる問題のなかでも、政治文化における世界観的中立性・公正性の問題はどうか——あるいはそもそもそうしたことは可能なのか、という問題関心である。この問題関心を解明することで、政治文化の内的把握である人間的主体性に向けた方向も打ち出し、拡張可能性の焦点を正義感覚の問題に移す。

4章では、道徳的能力を指示する「正義感覚」を主体論の観点から再検討する。正義感覚のあるところに秩序ある社会が形成されるが、正義感覚は、正義の諸原理が社会秩序に受容されるプロセス、あるいは社会における人々の自由な活動の限界に関わる。そして、正義の諸原理に合う社会秩序が形成されるには、実践における人々の素朴な正義感覚、道徳的情操が重要である。正義感覚は、包括的言説の受容可能性とともに公共的理性の変容可能性にも関連しており、受容可能性にとっては、人々が自然的態度から社会的実践に移行する際に、その態度が社会に与える悪影響を抑制する制動装置としての機能を、変容可能性にとっては、旧態依然とした社会制度の変革を意欲させる増幅装置としての機能を果たすことになる。本稿では、この変容可能性に着目し、能動的主体性を有する人々の「正義感覚」を再検討することにより、正義感覚が文化的環境にも依拠していることを明らかにする。

5章では、公共的理性が背景的文化の異なる人々の包括的言説を受容するために、人々の「再認」が必要であることを確認する。ロールズの「再認」概念は、H.L.A.ハートの「承認のルール」を参考とした「法的承認」のことである。社会制度の不備は、承認の欠如に由来し、承認の有無をめぐる人々の争いを惹起する。異なる背景的文化を有する他者の包括的言説を公共的理性においてどのように扱うべきかという現実的な文化問題に関する正義理論には、主体的関与の原理が含まれる。主体的関与については、理性的コミットメント、モラルコミットメント、そして戦略的コミットメントが重視される。この原理により、自由で平等な人々は、自然本性によって実感する正義感覚から、人々の共通感覚をとおして各自の正義感覚を正義の諸原理と一体化することにより、自由で平等な主体として正義感覚と正義原理を認識し、受容できるようになる。

6章では、ロールズの正義理論の拡張可能性について、「拡張」の意義に留意しつつ結論をまとめる。ロールズは、論理的思考における妥当性だけでなく、実践的な妥当性をも重視する。したがって、ロールズの正義理論は、論理的合理性だけでなく、実践的かつ能動的な正義感覚を含む総合的な見地から理解される必要がある。正義の意義は、論理的に定式化された規範枠組だけでなく、不確定性を伴う正義感覚も含めて柔軟に理解されるべきである。このような視点から主体的関与の原理を整理し、ロールズの正義理論には「文化問題」に関する原理が包含されることを再確認する。